

# 出産を迎える、または 出産された女性労働者 の皆様へ!



次のようなことでお困りの場合は、すぐに長野労働局 雇用環境・均等室までご相談ください。ご家族等からのご相談もお受けしています。秘密は固く守られますので、どなたでも安心してご相談いただけます。

## よく寄せられるご質問内容

- ▼ 会社に妊娠を伝えたら、「辞めてほしい」と言われた
- ▼ つわりがひどいので、医師の指導に基づく措置をお願いしたのに何も対応してくれない
- ▼ 産前・産後休業や育児休業を取りたいと伝えましたが、「そんな制度はない」と言われた
- ▼ 「パート・派遣労働者には産休や育休はない」と言われた
- ▼ 育児休業を申し出たら、上司や同僚から「迷惑だ」と繰り返し言われて辛い
- ▼ 夫が会社に育児休業を取ることを伝えましたが、会社が難色を示したり、育休中の勤務を強いられた

## ☑ ここがポイント!

- ☑ 事業主が法人か個人か、また企業規模は問わず、女性労働者であれば産前・産後休業が適用され、また、申出すれば育児休業も利用できます。(一部例外あり)
- ☑ 妊娠・出産、産前・産後休業・育児休業等の申出又は取得を理由とする解雇その他の不利益取扱いは禁止されています。また、妊娠中・産後1年以内の解雇は、事業主が妊娠等が理由ではないことを証明しない限り無効とされています。
- ☑ 妊娠・出産、育児休業等に関する上司・同僚の言動により、就業環境を害することがないように、事業主には防止措置義務があります。

## 長野労働局雇用環境・均等室とは?

厚生労働省の出先機関です。

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法などの法律を取り扱っています。



【お問合せ先】  
〒380-8572  
長野市中御所1-22-1

電話:026-227-0125  
(平日 8:30~17:15)



# 妊娠・出産・育児で 仕事を辞める必要は ありません!



「子どもに手がかからなくなったら、また働こう」と思っても、希望する条件での再就職は必ずしもうまくいくとは限らない現実があります。

**出産後も働き続けるために利用できる制度があります!**

## 育休後、すぐにフルタイム勤務は難しいけど、どうしたら?

- ☑子どもが3歳になるまで「短時間勤務」が可能です。
- ☑3歳から小学校就学前までは、次の中から会社が講じた2つ以上の措置のうち、少なくとも1つの制度を利用できます。また、残業の免除を申請することができます。(条件あり)
- ①始業時刻等の変更、②テレワーク等、③保育施設の設置・運営等、④養育両立支援休暇の付与、⑤短時間勤務制度
- (※会社は、以上の措置のうち、2つ以上の制度を選択する必要があります)

## 子どもが病気の時に使える制度は?

- ☑子の看護休暇等を取得できます。
- 小学校3年生修了前の子が1人なら年5日、2人以上なら年10日について、1日単位または時間単位で取得可能です。
- (※休暇が有給か無給かは、会社の定めによります。)

以上は一例です。

まずは、会社の決まり(就業規則・育児休業規定など)を確認しましょう。会社は、決まりを周知する義務があります。

## その他利用できる制度の一例

- ◆育児休業給付  
(詳しくはハローワークへ) 雇用保険の加入者は、一定の要件を満たすと、育児休業給付金の支給を受けられます。
- ◆社会保険料の免除  
(詳しくは年金事務所、健康保険組合又は厚生年金基金へ) 産前産後休業中・育児休業中は、事業主の申し出により、被保険者・事業主負担分が免除されます。
- ◆仕事と育児カムバック支援サイト  
産休・育児休業から復帰を予定している女性、育児等を機に退職し再就職を目指す女性、働きたいと思っている子育て中の女性の再就職を支援するサイトです。  
(<https://comeback-shien.mhlw.go.jp/>)